## 報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の 実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

## 1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

| 学校名    | 措置の内容 | 感染症名    | 期間            |
|--------|-------|---------|---------------|
| 上湯川小学校 | 学年閉鎖  | インフルエンザ | 10月13日~10月16日 |

- 2 臨時休業等の状況(10月13日時点)
  - (1) 新型コロナウイルス感染症
    - ・なし
  - (2) インフルエンザ

| • 学年閉鎖 | 1 校 | 2 学年 |
|--------|-----|------|
| 小 学 校  | 1 校 | 2 学年 |
| • 学級閉鎖 | 1 校 | 2 学級 |
| 小 学 校  | 1 校 | 2 学級 |

## 【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課(21-3545)